

<使用開始日>
2013年10月24日

野村中国株ファンド

Aコース/Bコース

追加型投信 海外 株式

【投資信託説明書（交付目論見書）】



ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年1回	アジア エマージング	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
Bコース								なし

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日: 昭和34年(1959年)12月1日

■資本金: 171億円(平成25年9月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額: 18兆1104億円(平成25年8月30日現在)

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村中国株ファンド Aコース/Bコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年4月19日に関東財務局長に提出しており、平成25年4月20日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

■主要投資対象

香港取引決済所上場銘柄、上海証券取引所上場銘柄(B株)および深セン証券取引所上場銘柄(B株)を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「野村中国株ファンド マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

- ・ 当面、市場の時価総額、流動性等を勘案し、香港取引決済所上場銘柄が主要投資対象における組入れの中心となります。
- ・ 他の金融商品取引所に上場(準ずるものを含みます。)している中国の企業および中国に主たる拠点を持つ企業の株式にも投資する場合があります。
- ・ 海外投資家による投資が可能な中国の市場あるいは銘柄が増加するなどの変化が生じた場合は主要投資対象の拡大などの対応をとる場合があります。

上海証券取引所上場銘柄(B株)

上海証券取引所上場の銘柄で、外国人投資家が取引できるものをいいます。
米国ドル建てで取引されています。

深セン証券取引所上場銘柄(B株)

深セン証券取引所上場の銘柄で、外国人投資家が取引できるものをいいます。
香港ドル建てで取引されています。

■投資方針

- 株式への投資にあたっては、中国経済の発展による恩恵を受けるとされる企業に投資することを基本とし、トップダウン・アプローチによる市場・業種配分とボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行ないます。

※平成25年10月23日現在、当面の銘柄選定においては、主として以下の視点により抽出された分野に着目します。

＜中国国内での消費等の拡大の恩恵を受けると考えられる分野＞

→小売、ヘルスケア、娯楽、その他金融など

＜投資拡大の恩恵を受けると考えられる分野＞

→代替エネルギー、インフラなど

こうした有望と思われる分野に属する企業に対し、財務状況や経営陣の能力などをボトムアップ・アプローチにより徹底分析し、ポートフォリオを構築する考えです。

- ◆ 銘柄選択については、PER(株価収益率)、PBR(株価純資産倍率)、PCFR(株価キャッシュフロー倍率)等を使用した定量的な評価を行なった後、個々の企業の競争力、利益成長、財務体質、経営陣等の定性的な分析を加味し決定します。
- ◆ 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

- Aコースは原則として為替ヘッジを行ない、Bコースは原則として為替ヘッジを行ないません。

Aコース 為替ヘッジあり	Bコース 為替ヘッジなし
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

- ファンドは、「MSCIチャイナインデックス(税引後配当込み)」および「MSCI香港インデックス(税引後配当込み)」を50%:50%の比率で委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

- ◆各ファンドは、各々以下を合成した指数をベンチマークとします。

ファンド	指数	比率
Aコース	MSCIチャイナインデックス(税引後配当込み・円ヘッジベース) ^{※1}	50%
	MSCI香港インデックス(税引後配当込み・円ヘッジベース) ^{※2}	50%
Bコース	MSCIチャイナインデックス(税引後配当込み・円換算ベース) ^{※3}	50%
	MSCI香港インデックス(税引後配当込み・円換算ベース) ^{※4}	50%

※1 「MSCIチャイナインデックス(税引後配当込み・円ヘッジベース)」は、MSCI China Index(現地通貨ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCI香港インデックス(税引後配当込み・円ヘッジベース)」は、MSCI Hong Kong Index(現地通貨ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

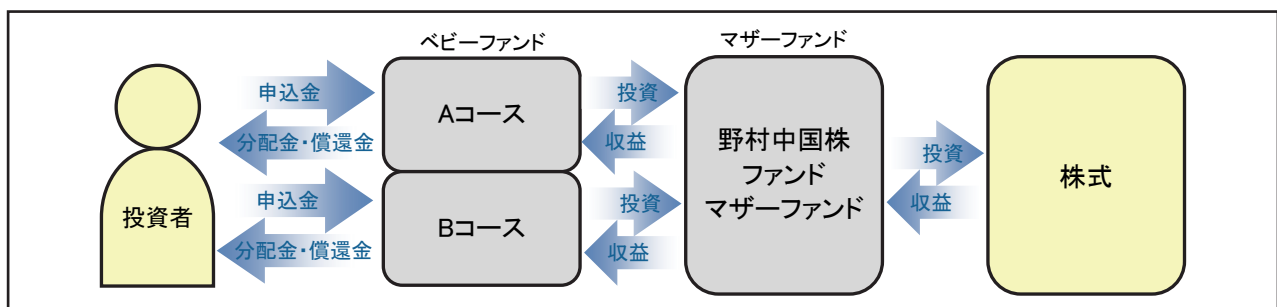
※3 「MSCIチャイナインデックス(税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCI China Index(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

※4 「MSCI香港インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCI Hong Kong Index(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

■指数の著作権等について■

MSCI China IndexおよびMSCI Hong Kong Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。
(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

■運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の株式等の運用
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)
委託先所在地	中華人民共和国 香港

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎年1月29日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
分配金額は、利子・配当収入等のほか、売買益等は基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----



* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの投資対象国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。 「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの投資対象国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

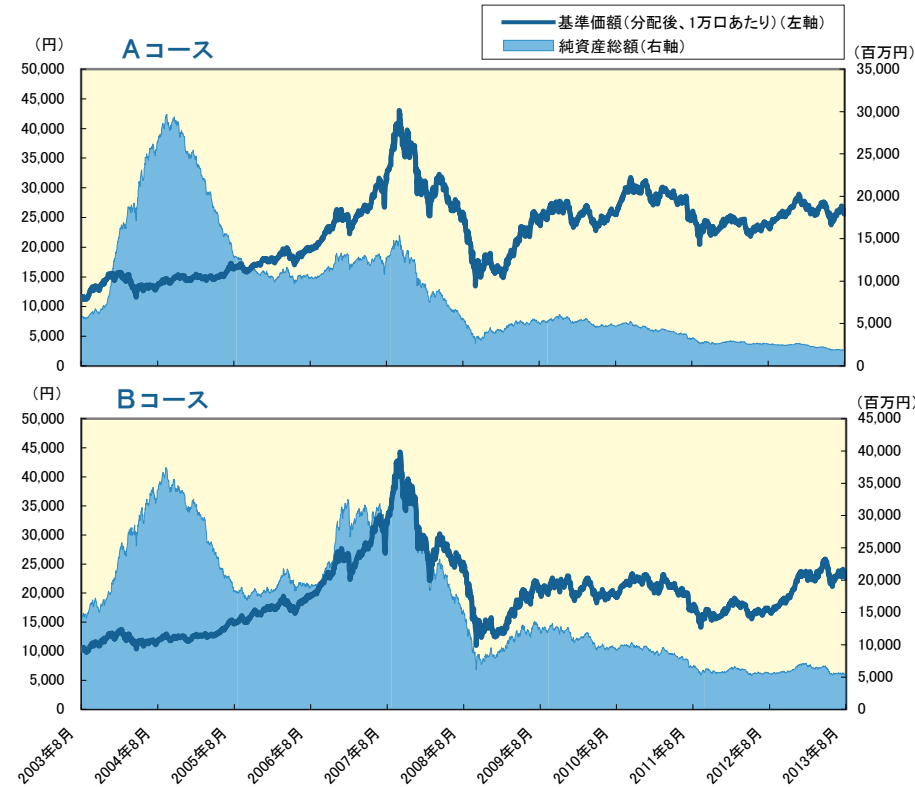
- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2013年8月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース

2013年1月	1,030 円
2012年1月	800 円
2011年1月	1,050 円
2010年1月	750 円
2009年1月	300 円
設定来累計	6,740 円

Bコース

2013年1月	750 円
2012年1月	400 円
2011年1月	650 円
2010年1月	500 円
2009年1月	150 円
設定来累計	4,990 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

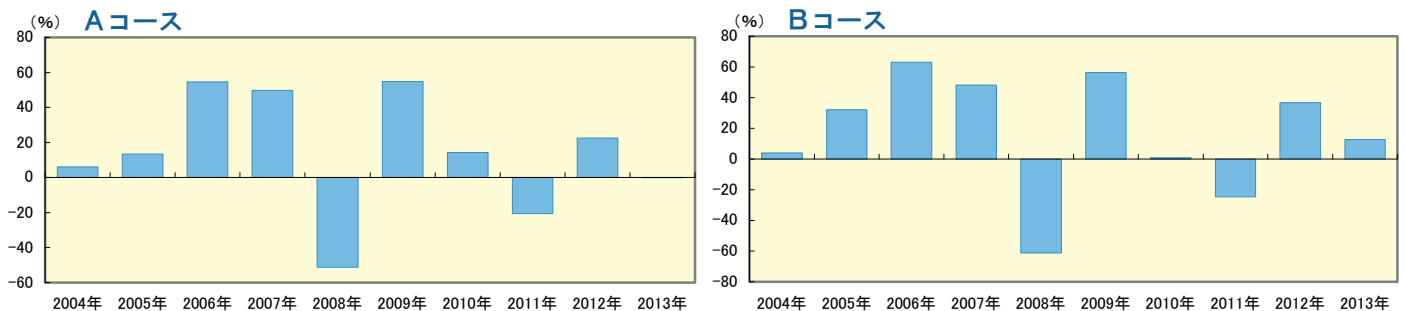
順位	銘柄	業種	投資比率(%)	
			Aコース	Bコース
1	AIA GROUP LTD	保険	7.3	7.3
2	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	商業銀行	7.2	7.2
3	IND & COMM BK OF CHINA-H	商業銀行	4.5	4.5
4	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産管理・開発	3.7	3.7
5	SJM HOLDINGS LIMITED	ホテル・レストラン・レジャー	3.6	3.6
6	HUTCHISON WHAMPOA	コングロマリット	3.4	3.4
7	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産管理・開発	3.3	3.3
8	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	商業銀行	3.2	3.2
9	CHINA MOBILE LTD	無線通信サービス	2.9	2.9
10	WHELOCK & COMPANY LTD	不動産管理・開発	2.9	2.9

実質的な業種別投資比率(上位)

順位	業種	投資比率(%)	
		Aコース	Bコース
1	不動産管理・開発	18.5	18.5
2	商業銀行	17.2	17.2
3	保険	9.7	9.7
4	エネルギー設備・サービス	6.8	6.8
5	ホテル・レストラン・レジャー	5.2	5.2

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース) (原則、購入後に購入コースの変更はできません。)	1万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。	
換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
購 入 の 申 込 期 間	平成25年4月20日から平成26年4月22日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換 金 制 限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。	
ス イ ッ チ ン グ	「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)	
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日、「香港取引決済所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。	
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信 託 期 間	平成29年1月29日まで (平成14年1月30日設定)	
繰 上 償 還	各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決 算 日	原則、毎年1月29日(休業日の場合は翌営業日)	
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、3000億円	
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。	
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。	
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

* 上記は平成25年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
 なお、平成26年1月1日以降は、20.315%となる予定です。

* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

「野村中国株ファンド」Aコース / Bコースの購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

(購入時手数料＝購入口数×基準価額×手数料率)

購入口数	手数料率
一律	3.150%※ (税抜 3.0%)

※消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、3.24%となります。

◆スイッチングによるお申込みの場合は、無手数料です。

◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。

